

3 R・資源循環推進フォーラム 負担金に関する規定

平成 18 年 5 月 31 日 総会決定

平成 22 年 4 月 28 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

3 R・資源循環推進フォーラム規約第 7 条に基づき、次のとおりとする。

- 第 1 会員は年会費として 10 万円を納付しなければならない。
- 第 2 自治体会員の負担金は免除する
- 第 3 規約第 6 条に基づき入会するに際し、会費の納入が困難である等特別の事情がある場合には、
第 1 の規定にかかわらず会費の納入を免除することができる。
- 第 4 負担金は、5 月末日までに納付するものとする。

(附則)

この規定は、平成 21 年 5 月 31 日から施行する。

この規約の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。